特定非営利活動法人　自立生活センター・立川

定款

第１章　総則

（名称）
第１条　この法人は、特定非営利活動法人　自立生活センター・立川と称する。

（事務所）
第２条　この法人は、事務所を東京都立川市に置く。

（目的）
第３条　この法人は、障害を持つ人や高齢者が地域で自立した生活を営んでいくために必要な支援や権利擁護などに関する事業を行い、障害を持つ当事者自身が運営やサービス等意思決定の主体となって、共に生きる地域社会づくりを推進し、もって社会全体の福祉の向上に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）
第４条　この法人は前条の目的を達成するために、次の種類の特定非営利活動を行う。
（１）保健、医療又は福祉の増進を図る活動
（２）社会教育の推進を図る活動
（３）まちづくりの推進を図る活動
（４）学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
（５）災害救援活動
（６）人権の擁護又は平和の推進を図る活動
（７）国際協力の活動

（事業の種類）
第５条　この法人は、第３条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。
（１）立川市障害者生活支援事業
（２）障害者の就労支援に関する事業
（３）障害者自立生活支援事業（参加型サービス活用事業）
（４）緊急介助システム事業
（５）権利擁護活動及び政策提言
（６）障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
（７）障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業
（８）障害者総合支援法に基づく特定相談支援事業
（９）児童福祉法に基づく障害児相談支援事業
（１０）介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業
（１１）介護保険法に基づく居宅サービス事業
（１２）その他、第３条の目的を達するために必要な事業

第２章　会員
（会員の種類）
第６条　この法人には、次に掲げる会員を置き、運営会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。
（１）運営会員　本会の目的に賛同して入会した個人。
（２）その他の会員　別に規則において定めた会員。

（入会）
第７条　この法人の運営会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を理事長に提出するものとする。

２　理事長は、前項の入会申込者に対して、正当な理由がない限り入会を承諾し、通知するものとする。

３　前項の通知を受けたものは、別の規則において定める入会金と会費を払い込むことによって運営会員となることができる。

４　その他の会員については別に規則をおいて定める。

（入会金及び会費）
第８条　会員は毎年１回会費を納入しなければならない。

２　入会金及び会費の額は理事会で定めるものとする。

（退会）
第９条　運営会員は別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

２　運営会員が次のいずれかに該当するときは、理事会の議決を経て、退会したものとみなすことができる。
（１）本人が死亡しまたは失踪宣告をうけたとき
（２）会費を１年以上滞納したとき

３　その他の会員については別に規則において定める。

（除名）
第１０条　運営会員が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数３分の２以上の議決により、これを除名することができる。
（１）法令、この法人の定款に違反したとき
（２）この法人の名誉を毀損し、またはこの法人の目的に反する行為をしたとき

２　前項の規定により運営会員を除名する場合は、その会員にあらかじめ通知するとともに、事前に、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

（入会金及び会費の不返還）
第１１条　この法人は、すでに納入された入会金、会費は返還しない。

第３章　役員

（役員の種類および定数）
第１２条　この法人に、次の役員を置く。
（１）理事　５人以上、１０人まで
（２）監事　１人以上、２人まで

２　理事のうち、１人を理事長、１人を副理事長とする。

（構成）
第１３条　この法人は、第３条の目的を実現するために理事の２分の１以上を障害を持つ当事者で構成する。

（選任等）
第１４条　理事は、理事会で選任し、総会に報告する。

２　理事長、副理事長は、理事会において理事の互選により定める。

３　監事は、総会で選任する。

４　監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

（職務）
第１５条　理事長は、この法人を代表し、その業務を統轄する。

２　副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

３　理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会および理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

４　監事は、次に掲げる職務を行う。
（１）理事の業務執行の状況を監査すること。
（２）特定非営利活動法人の財産の状況を監査すること。
（３）前２号の規定による監査の結果、特定非営利活動法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
（４）前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
（５）理事の業務執行の状況又は特定非営利活動法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

（任期等）
第１６条　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　補欠または増員により選任された役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者または他の現任者の残任期間とする。

３　役員は、辞任または任期満了の後においても、第１２条第１項に定める最小の役員数を欠く場合には、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

（解任）
第１７条　役員が次のいずれかに該当するときは、理事会において理事総数の３分の２以上の議決により、当該役員を解任することができる。
（１）心身の故障のために職務の執行に堪えないと認められるとき
（２）職務上の業務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき

２　前項の規定により役員を解任しようとするときは、あらかじめ当該役員に通知するとともに、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

（報酬等）
第１８条　役員は、その総数の３分の１以下の範囲内で報酬を受けることができる。

２　役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

３　前２項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第４章　会議

（会議の種別）
第１９条　この法人の会議は、総会および理事会とし、総会は通常総会および臨時総会とする。

（会議の構成）
第２０条　総会は、運営会員をもって構成する。

２　理事会は、理事をもって構成する。

３　監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。

（会議の権能）
第２１条　理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
（１）総会に付議すべき事項
（２）総会の議決した事項の執行に関する事項
（３）その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

２　総会は、特定非営利活動促進法およびこの定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
（１）理事会が総会に付すべき事項として議決した事項
（２）その他運営に関する重要事項
（会議の開催）
第２２条　通常総会は、毎年１回、毎事業年度終了後３カ月以内に開催する。

２　臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
（１）理事会が必要と認め招集の請求があった場合
（２）運営会員の３分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合
（３）第１５条第４項第４号の規定に基づき、監事から招集があった場合

３　理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
（１）理事長が必要と認めた場合
（２）理事の現在数の３分の１以上から会議の目的たる事項を示して請求があった場合

（招集）
第２３条　総会および理事会は、理事長が招集する。

２　総会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面を、開会日の２週間前までに発して行わなければならない。

３　理事会を招集する場合は、日時および場所ならびに会議の目的たる事項およびその内容を示した書面またはファックス、E-mailをもって、開会日の１週間前までに招集通知を発信して行わなければならない。ただし、議事が緊急を要する場合において、理事長が必要を認めて招集するときは、この限りではない。

４　前条第２項または前条第３項第２号の請求があった場合は、理事長は速やかに会議を招集しなければならない。

（会議の運営方法）
第２４条　総会および理事会の運営方法はこの定款に定めるほか、別に定める規則による。

（定足数）
第２５条　総会は、運営会員の３分の１以上が出席した場合に開会する。

２　理事会は、理事の２分の１以上が出席した場合に開会する。

（議決）
第２６条　総会および理事会の議事は、出席した構成員の過半数の同意で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

２　総会および理事会において、第２３条第２項または第３項の規定によりあらかじめ通知された事項

についてのみ議決することができる。ただし、議事が緊急を要するもので、出席構成員の３分の２以上の同意があった場合は、この限りではない。

３　議決すべき事項につき特別な利害関係を有する構成員は、当該事項について表決権を行使することができない。

（書面表決等）
第２７条　総会または理事会に出席しない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面または代理人をもって表決権を行使することができる。

２　前項の代理人は、別に規則で定める代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

３　第１項の規定により表決権を行使する構成員は、第２５条および前条第１項の規定の適用については出席したものとみなす。

（書面等による議決）
第２８条　理事長は、簡易な事項または急を要する事項については、理事が書面またはファックス、E-mailにより賛否を示すことにより、理事会の議決に代えることができる。

（総会及び理事会の議事録）
第２９条　総会及び理事会の議事録については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
（１）日時及び場所
（２）総会においては運営会員総数及び出席者数、理事会においては理事総数及び出席者数、出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
（３）審議事項
（４）議事の経過の概要及び議決の結果
（５）議事録署名人の選任に関する事項

２　議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人２名が、記名押印又は署名しなければならない。

第５章　資産および会計

（資産の構成）
第３０条　この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
（１）設立当初の財産目録に記載された資産
（２）入会金及び年会費
（３）寄付金品
（４）事業に伴う収益
（５）資産から生じる収益
（６）その他の収益

（事業年度）
第３１条　この法人の事業年度は、毎年４月１日に始まり、その翌年の３月３１日に終わる。

（事業計画および予算）
第３２条　この法人の事業計画および予算は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経なければならない。

２　事業計画の変更および支出の変更（軽微なものを除く）は、理事会の議決を経て行う。

（暫定予算）
第３３条　前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

２　前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

（事業報告および決算）
第３４条　この法人の事業報告書、活動計算書、財産目録および貸借対照表は、理事長が事業年度終了後に遅滞なくこれを作成し、監事の監査ならびに理事会の承認を経た上、当該事業年度終了後の通常総会で報告する。

第６章　定款の変更、解散等

（定款の変更）
第３５条　この法人が法第２５条第３項に規定する次に掲げる事項について定款を変更しようとするときは、総会に出席した運営会員の４分の３以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。
（１）　目的
（２）　名称
（３）　その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
（４）　主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
（５）　社員の資格の得喪に関する事項
（６）　役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
（７）　会議に関する事項
（８）　その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
（９）　解散に関する事項（残余財産の帰属すべきものに関わるものに限る。）
（１０）　定款の変更に関する事項

２　この法人の定款変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く）したときは、所轄庁に届けなければならない。

（解散）
第３６条　この法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）総会の決議
（２）目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
（３）社員の欠亡
（４）合併
（５）破産手続き開始の決定
（６）特定非営利活動促進法第４３条の規定による設立の認証の取消

２　前項第１号の規定に基づき解散する場合は、総会において出席した運営会員の３分の２以上の議決を経なければならない。

３　第１項第２号の規定に基づき解散する場合は、所轄庁の認定を受けなければ解散できない。

（合併）
第３７条　この法人は、総会において出席した運営会員の３分の２以上の議決を経て、かつ所轄庁の認証を受けなければ合併することができない。

（残余財産の帰属先）
第３８条　この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く）したときに残存する財産は、法第１１条第３項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

第７章　雑則

（事務局）
第３９条　この法人は、事務を処理するため事務局を置く。

２　事務局には、事務局長及び必要な職員を置く。

３　事務局長は、理事会で選任し、総会に報告する。

４　事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

（公告の方法）
第４０条　この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに官報に掲載して行う。ただし、法第２８条の２第１項に規定する貸借対照表の公告についてはこの法人のホームページにおいて行う。

（実施規則）
第４１条　この定款の実施に関して必要な規則は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附則

１　この定款は、法人の成立の日から施行する。

２　この法人の設立当初の運営会員の入会金及び年会費は、第８条の規定にかかわらず、以下の金額とする。

入会金　一万円
年会費　五千円

３　この法人の設立当初の役員は、第１４条の規定にかかわらず、次に掲げる者とする。

理事長　野口　俊彦
副理事長　野上　温子
理事　　大澤　豊、　　本田　明夫、　　立岩　真也、　　中田　智子、　　西岡　俊樹
監事　　吉澤　孝行、　　小祝　孝治

４　この法人の設立当初の役員の任期は、第１６条第１項の規定にかかわらず、法人成立の日から２００３年6月３０日までとする。

５　この法人の設立当初の事業年度は、第３０条の規定にかかわらず、法人成立の日から２００３年３月３１日までとする。

６　この法人の成立の事業年度の事業計画および収支予算は、第３１条第１項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

[redacted]